

## 第2号議案 代議員選挙における候補者（性別）クォータ制導入承認の件

### 1) クォータ制導入の趣旨

一般社団法人日本作業療法士協会（以下「本会」）は、会員の視点に立ち、多様な会員が参画しやすい協会運営を行う責務を負っている。本会の会員構成は年齢・勤務領域ともに幅広く、多様な背景をもつ作業療法士が所属している。しかしながら、代議員選挙においては、性別の偏りが一部地域で固定化し、複数期にわたり女性の当選者がゼロであった選挙区や、逆に男性が少数派となる事例も確認されている。

代議員は、本会の意思決定に直接かかわる社員総会を構成する重要な役割を担っている。よって、その構成が会員の属性を適切に反映し、多様な視点が意思決定の場に届くことが不可欠である。

国際的には、意思決定組織における少数派が十分に発言力をもつためには、30%以上の参画割合が必要とされ、これを「クリティカル・マス」と呼ぶ。本会が多様性に配慮した組織運営を行うためには、代議員選挙においても、この考え方に基づいた仕組みづくりが求められる。

本会は、2025年度役員選挙において、ジェンダーに着目した候補者クォータ制を導入し、候補者の多様性を確保する取り組みを開始した。この取り組みを代議員選挙にも拡大し、「少数派の性別が候補者全体の30%未満とならない」ことを制度として担保することで、よりバランスのとれた代議員構成を実現することを目指す。

本制度の導入は、「誰もが参画しやすい協会活動」を実現し、会員が「協会は自分たちの声を反映する場である」と実感できる組織づくりに向けた重要な第一歩である。

### 2) 代議員選挙におけるクォータ制の骨子

- ・各都道府県選挙区において、候補者のいずれの性別においても全候補者の30%未満とならないよう確保する。
  - ・上記基準を満たさない場合、不足する性別の候補者数を補完するために、選挙管理委員長は、当該選挙区の正会員のなかから追加候補者を選定する（または、当該選挙区の作業療法士会へ推薦候補者の選定を依頼することができる）。
  - ・候補者総数が定数を超えることは妨げない。
- （※当選者クォータ制については、今後の検討事項であり本議案には含まない。）

### 3) 代議員選出規程および選挙管理規程の改定案

2027年度代議員選挙に向け、次の改定を行う。

（条文番号は現行規程に準じたものとし、最終的な文言調整は選挙管理委員会および総務部にて行う。）

代議員選出規程（新旧対照表）

改定案	現行規程
<p style="text-align: center;">一般社団法人 日本作業療法士協会 代議員選出規程 2026年6月〇日</p> <p>(立候補する者が定数未満の場合推薦候補者の選定)</p> <p>第23条 選挙管理委員長は、立候補届出の締切日において、立候補する者がいない又は立候補する者が定数に満たない選挙区については、<u>当該選挙区の正会員の中から定数を満たすまでの推薦候補者を選定する。その場合、選挙管理委員長はその選挙区の作業療法士会へ推薦候補者の擁立を依頼することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の選定において、あるいは立候補者数が定数を満たしている場合においても、各性別の立候補者数がそれぞれ定数の3割以上に達していないときは、選挙管理委員長は、当該選挙区の正会員の中から、人数が不足している性別の推薦候補者を、定数の3割以上になるまで選定する。この場合、候補者総数が定数を超えることは問わない。</u></p> <p>3 <u>第1項及び第2項において、選挙管理委員長は当該選挙区の作業療法士会へ推薦候補者の選定を依頼することができる。</u></p> <p>4 <u>推薦候補者擁立選定の依頼を受けた作業療法士会は、代表者名を記した代議員選挙推薦候補届（別記第2号様式）を指定された日までに選挙管理委員長へ提出する。</u></p> <p>5 推薦候補者は、第20条第2項に準じ指定された日までに選挙管理委員長へ届け出る。</p> <p>6 推薦候補の届出は、第22条第1項に準じ選挙管理委員長が受理をする。</p> <p>7 届出の受理後、受理日を含めた7日間以内は、立候補本人の申し出に限り、届出の取り下げをすることができる。その場合の手続きは、選挙管理委員長の指定の方法による。</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人 日本作業療法士協会 代議員選出規程</p> <p>(立候補する者が定数未満の場合)</p> <p>第23条 選挙管理委員長は、立候補届出の締切日において、立候補する者がいない又は立候補する者が定数に満たない選挙区については、<u>正会員の中から定数を満たすまでの推薦候補者を選定する。その場合、選挙管理委員長はその選挙区の作業療法士会へ推薦候補者の擁立を依頼することができる。</u></p> <p>2 推薦候補者擁立の依頼を受けた作業療法士会は、代表者名を記した代議員選挙推薦候補届（別記第2号様式）を指定された日までに選挙管理委員長へ提出する。</p> <p>3 推薦候補者は、第20条第2項に準じ指定された日までに選挙管理委員長へ届け出る。</p> <p>4 推薦候補の届出は、第22条第1項に準じ選挙管理委員長が受理をする。</p> <p>5 届出の受理後、受理日を含めた7日間以内は、立候補本人の申し出に限り、届出の取り下げをすることができる。その場合の手続きは、選挙管理委員長の指定の方法による。</p>

選挙管理規程（新旧対照表）

改定案	現行規程
<p style="text-align: center;">一般社団法人 日本作業療法士協会 選挙管理規程 2026年6月〇日</p> <p>（選挙公報） 第36条 選挙公報は、選挙の公示に従って作成する。 2 選挙公報では、立候補者の氏名、<u>性別</u>、<u>所属施設名</u>を掲示する。 3 本会ホームページでは、立候補者の氏名、<u>性別</u>、<u>所属施設名</u>、<u>宣伝文</u>（任意）を掲示する。</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人 日本作業療法士協会 選挙管理規程</p> <p>（選挙公報） 第36条 選挙公報は、選挙の公示に従って作成する。 2 選挙公報では、立候補者の氏名、<u>所属施設名</u>を掲示する。 3 本会ホームページでは、立候補者の氏名、<u>所属施設名</u>、<u>宣伝文</u>（任意）を掲示する。</p>

4) 施行時期

本規程改定は、2027年度代議員選挙より施行する。

円滑な制度運用のため、都道府県士会に対し、選挙管理体制の準備・周知・候補者の確保への協力を依頼する。

5) 運用上の留意事項

- ・候補者クォータ制は、性別を問わず少数派が排除されないことを目的とした制度であり、特定の性別を優遇するものではない。
- ・制度運用にあたっては、2024年度役員選挙における導入実績を踏まえ、選挙管理委員会が適切に対応する。